大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第三十一卷　第六號

昭和五年十二月一日發行

論叢

銀行秘密の維持と所得稅……法學博士　神戸正雄

本居宣長の經濟思想……經濟學博士　本庄榮治郎

利子に於ける勢力の作用……文學博士　高田保馬

日本の家族制度と民法……文學博士　三浦周行

說苑

大量に就いて……經濟學士　蜷川虎三

工業と商業との交渉……經濟學士　磯部喜一

雜錄

所得分配統計の研究方法……經濟學博士　汐見三郎

京都市に於ける消費組合……經濟學士　谷口吉彥

金と物價との關係に就て……經濟學士　一谷藤一郎

Westergaard の二著……法學博士　財部靜治

法令

郵便貯金利子割合ノ件中改正・米穀法第二條ノ規定ヲ樺太ニ施行スルノ件・米穀法第二條ノ規定ニ依リ米及粃ノ輸入稅增加ノ件・昭和三年勅令第二十二號米穀法第二條ノ規定ニ依ル米及粃ノ輸入制限ニ關スル件中改正・無盡業法ヲ樺太ニ施行スルノ件

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

本誌第三十一卷總目錄

（禁轉載）

雜錄

所得分配統計の研究方法

汐見三郎

第一　所得分配統計の研究

第十九回國際統計協會會議に於ては、幾多の貴重なる研究が發表せられたのであるが、第二部の經濟統計の部門に於ては L. von Bortkiewicz 教授の Die Disparitätsmasse der Einkommensstatistik が出色ある研究の一つである。L. von Bortkiewicz 教授の此研究を動機として、我が統計學界に於ても所得分配統計の理論的及び實際的の兩方面に對し相當の研究が進められたいものである。

我國の所得分配統計を研究するに際し、利用し得べき唯一の材料は第三種所得稅に關する統計である。從つて我國の所得分配統計を研究するに當りては、先づ第三種所得稅の内容を明かにし以て數字の性質に關する正當の理解を得て置く必要がある。我が第三種所得稅が沿革的に如何なる内容を有してゐるか、更に第三種所得稅の統計を根據とすると大都市に於ては全國と異り如何なる所得分配の數字を示してゐるかの問題については、本年の統計時報に於て詳細に扱つたのであつた。[1]

最近に至り、第三種所得稅に關する更に新しき統計數字を手にするを得たのである。以下、此等の數字を基礎として、我國の所得分配統計を扱ふに當り、如何なる點を注意すべきやを研究したいのである。

第二　第三種所得の内容

現行の所得稅法は大正九年七月三十一日法律第十一號であるが、其後、大正十一年、大正十二年、大正十五年に改正せられ大正十五年三月二十七日法律第八號が最近の改正である。故に私の研究も問題を大正十五年以後に限る事とする。

我國に始めて所得稅が採用せられし明治二十年頃に

1) 拙稿：大都市市民の貧富の懸隔

於ては、所得稅法は頗る簡單なものであつた。其後、稅法の改正が行はるる毎に所得稅は複雜を加へたのであるが、特に第三種所得の內容については次の三點を注意せねばならない。

（一）先づ第一に注意すべきは、第三種所得の意味である。所得稅法第三條は、第二種所得に屬せざる個人の所得を第三種所得とし、之に次の如き定義を下してゐる。

第三條　所得稅ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

第一種

甲　法人ノ普通所得

乙　法人ノ超過所得

丙　法人ノ清算所得

第二種

甲　本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債社債若ハ銀行預金ノ利子又ハ貸付信託ノ利益

乙　第一條ノ規定ニ該當セサル者ノ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與

第三種

第二種ニ屬セサル個人ノ所得

故に配當せられざる法人の利益とか、地方債の利子、銀行の定期預金の利子の如き、第一種所得又は第二種所得として課稅せらるるも第三種所得の中には包含せられず、從つて所得分配統計の問題とならないのである。更に合法的又は非合法的に所得稅統計の範圍外にあるものも所得分配統計に計算せられないのである。例へば所得稅を逋脫せる所得は非合法的に所得稅統計の外にあり、又課稅最低限以下の所得とか、國債の利子の如き、性質上所得稅を課せざるものは合法的に所得分配統計の外にある實例である。

（二）更に考ふべきは、第十四條の定むる第三種所得の計算方法である。第十四條にて注目すべきは、豫算主義の代りに實蹟主義を原則として採用せる事と會社よりの配當金の六割のみに課稅せる事とである。

第十四條　第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

一　營業ニ非サル貸金ノ利子竝第二種ノ所得ニ屬セサル

公債、社債及預金ノ利子ハ前年中ノ收入金額

二　山林ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

三　賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額

四　法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額（無記名株式ノ配當ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額）ヨリ其ノ十分ノ四ヲ控除シタル金額

五　俸給、給料、歲費、年金、恩給、退隱料及此等ノ性質ヲ有スル給與ハ前年中ノ收入金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ支給ヲ受ケタルニ非サルモノニ付テハ其ノ年ノ豫算年額

六　前各號以外ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ有シタルニ非サル資産、營業又ハ職業ノ所得ニ付テハ其ノ年ノ豫算年額

（以下略）

原則として實蹟主義を採用せる結果として、所得分配統計は一年前の所得の分配狀態を示す事となるのである。昭和五年の所得分配統計に現はれてゐる統計は、實は前年の昭和四年の所得分配の姿を寫してゐるのである。又、配當金は、他の所得と異り、四割だけ少く所得分配統計に現はれてくるのである。

（三）　かくて算出し得たる第三種所得に對し、或は所得源の如何により又は所得の使途の如何により、一定金額を控除して然る後に課稅するのである。

所得源に關する緩和規定としては、所得總額一萬二千圓以下の場合に限り、勤勞所得に對し一定額を控除せんとしてゐる。第十五條の定むる所である。

第十五條　前條ノ規定ニ依リ算出シタル所得カ所得總額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得中勤勞所得（前條第一項第三號及第五號ノ所得）ニ付左ノ金額ヲ控除ス

一　所得總額六千圓以下ナルトキハ勤勞所得ノ十分ノ二

二　所得總額中勤勞所得以外ノ所得六千圓以上ナルトキハ勤勞所得ノ十分ノ一

三　所得總額六千圓ヲ超エ勤勞所得以外ノ所得六千圓未滿ナルトキハ勤勞所得中勤勞所得以外ノ所得ト合算シテ六千圓ニ達スル迄ノ金額ノ十分ノ二、其ノ他ノ金額ノ十分ノ一

（以下略）

所得の使途については、第十六條が扶養家族に關す

る控除を定め、第十六條ノ二が保險料の差引を規定してゐる。次の如くである。

第十六條　前二條ノ規定ニ依リ算出シタル所得總額三千圓以下ナルトキハ其ノ所得ヲ有スル者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ其ノ年三月一日現在ノ同居ノ戸主及家族中年齢十八歳未滿若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癈疾者一人ニ付百圓ヲ控除ス但シ第二條ノ規定ニ依ル納稅義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

（以下略）

第十六條ノ三　自己若ハ家族又ハ其ノ相續人ヲ保險受取人トスル生命保險契約ノ爲ニ拂込ミタル保險料ハ年額二百圓ヲ限リ命令ノ定ムル所ニ依リ本人ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ之ヲ控除ス

從つて、所得分配統計に現はれてくる第三種所得について考へると、その儘の姿のものもあり、或は二重三重に輕減せられてゐるものもある。

第三　第三種所得の累進階段

以上、第三種所得の内容を明かにしたのであるが、第二十條の免稅點及び第二十三條の累進階段を利用する事により、所得分配統計を作製する事が出來る。

所得稅法第二十條及び第二十三條は次の如き内容を有してゐる。

第二十條　第三種ノ所得ハ千二百圓ニ滿タサルトキハ所得稅ヲ課セス第十五條、第十六條及第十六條ノ三ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタル爲千二百圓ニ滿タサルニ至リタルトキ亦同シ

（以下略）

第二十三條　第三種ノ所得ニ對スル所得稅、所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス但シ山林ノ所得ハ山林以外ノ所得ト之ヲ區分シ其ノ所得ヲ五分シタル金額ニ對シ此ノ稅率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ五倍シタルモノヲ以テ其ノ稅額トス

千二百圓以下ノ金額	百分ノ〇・八
千二百圓ヲ超ユル金額	百分ノ二
千五百圓ヲ超ユル金額	百分ノ三
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ四
三千圓ヲ超ユル金額	百分ノ五
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ六・五
七千圓ヲ超ユル金額	百分ノ八
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ九・五
一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十一
二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十三

三萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ十五
五萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ十七
七萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ十九
十萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ二十一
二十萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ二十三
五十萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ二十五
百萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ二十七
二百萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ三十
三百萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ三十三
四百萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ三十六

（以下略）

第二十條の免稅點と第二十三條の累進階段とを利用し、その所得階段に屬する人員を調査すると、千二百圓以上の第三種所得につき分配統計を作製する事が出來るのである。

最近の統計年鑑、即ち第四十八回帝國統計年鑑を見ると、第三種所得に關連して昭和二年現在の所得額別表が掲載せられてゐる。此の表より「所得金額」の數字と「所得稅納稅人員」の數字とを轉載し、此等二種の數字に基き「所得稅納稅人員一人當り平均金額」を算定すると、次の第一表を得る事が出來るのである。

第一表　昭和二年第三種所得額別表[1]

		所得稅納稅人員	所得金額（千圓）	平均所得金額（圓）
第三種（所得額別）	總數	1,002,616	2,405,679	——
	千二百圓以下	32,072	34,265	1,068
	二千圓以下	505,802	584,091	1,154
	五千圓以下	322,513	706,383	2,190
	一萬圓以下	87,723	377,085	4,298
	二萬圓以下	33,901	250,925	7,401
	五萬圓以下	15,333	214,169	13,967
	十萬圓以下	3,521	96,920	27,526
	十萬圓以上	1,751	141,841	81,005

所得稅法第二十條に於ては千二百圓に滿たざる第三種所得は免稅せられる事となつてゐるから、第一表の所謂「千二百圓以下」の階段は「千二百圓」の階段の意味である。かく考ふれば、「五千圓以下」（二千圓―五千圓）の平均所得金額が二千百九十圓となつてゐる

1）第四十八回日本帝國統計年鑑366頁，370頁

のは恕すべしとするも、「千二百圓」の所得を有する人の平均所得金額が千六十八圓、「二千圓以下」（千二百圓—二千圓）が千百五十四圓、「一萬圓以下」（五千圓—一萬圓）が四千二百九十八圓、「二萬圓以下」「一萬圓—二萬圓）が七千四百一圓、「五萬圓以下」（二萬圓—五萬圓）が一萬三千九百六十七圓、「十萬圓以下」（五萬圓—十萬圓）が二萬七千五百二十六圓、「十萬圓以上」が八萬一千五圓となると、極めて不都合なる結果を生するのである。かゝる不都合を齎らす原因は次の規定である。

第二十三條……

前項ノ場合ニ於テ戸主及其ノ同居家族ノ所得金額ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ對シ稅率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ所得金額ニ案分シテ各其ノ稅額ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得金額ニ付亦同シ

第二十三條の第二項の規定に基き、戸主が五千八百圓の所得を有し、二人の同居家族がそれぞれ四千圓と千二百圓との所得を有する時には、一家の所得を合計して一萬千圓となるが故に、本來ならば「千二百圓—二

人と「二千圓—五千圓」一人と「五千圓—一萬圓」となるべき筈に拘らず、統計書に於ては「一萬圓—二萬圓」の所得階段に納稅人員を三人—戸主一人と同居家族二人—と數へる事になつてゐる。故に所得稅納稅人員の統計は所得稅統計としては一應の價値があるかも知れないが、貧富の懸隔を測定するに當りては全くの虛數に過ぎない。然らば如何にして此の虛數を訂正すべきやと云ふに、納稅人員數より內家族の分の數字を控除して、納稅戸數を算定すべきである。例へば昭和五年度に於て、納稅人員と內家族の分と納稅戸數との三者の關係を表示すれば、第二表の如くである。

從來、我國に於ては第三種所得の分配統計に關し貴重なる勞作が發表せられてゐる。[2] 然れども此等の學者の殆んど全部は納稅人員を基礎として議論を進められ、納稅戸數については全く棄てゝ顧みないのである。然れども、かゝる虛數に近き納稅人員を基礎として所得分配統計を調査したのでは、決して正鵠を得る事が出來ないのである。故に私は大正九年頃より經濟

論叢誌上に於て、納稅人員より內家族の分を差引きたる納稅戶數を採用すべき事を主張したのである。

第二表　昭和五年第三種所得稅納稅戶數表

所得階段(圓)		納稅人員	內家族の分	納稅戶數
1,200		29,521	3,975	25,546
1,200—	1,500	245,304	54,446	190,858
1,500—	2,000	211,308	53,025	158,283
2,000—	3,000	165,782	44,215	121,567
3,000—	5,000	145,903	44,850	101,053
5,000—	7,000	52,693	19,311	33,382
7,000—	10,000	35,000	14,419	20,581
10,000—	15.000	23,313	10,773	12,540
15,000—	20,000	10,434	5,177	5,257
20,000—	30,000	8,951	4,646	4,305
30,000—	50,000	5,880	3,293	2,587
50,000—	70,000	2,020	1,175	845
70,000—	100,000	1,238	761	477
100,000—	200,000	1,152	732	420
200,000—	500,000	342	208	134
500,000—	1,000,000	57	36	21
1,000,000—	2,000,000	21	10	11
2,000,00 —	3,000,000	5	3	2
3,000,000—	4,000,000	0	0	0
4,000,000—	x	0	0	0
計		938,924	261,055	677,869

第四　我國の所得分配統計

我國に於ける所得分配統計の基礎をなす第三種所得が如何なる內容を有し、累進階段は如何に分布せられてゐるかは、前二項に於て明かにした所である。茲に第三種所得に關する統計數字に基き、昭和元年より昭和五年に至る最近四年間に我國の所得分配統計が如何なる實狀を示してゐるかを研究し、第三表として各所得階段に屬する納稅戶數の分布表を得たのである。

我國の國民所得の絕對額が幾何に上つてゐるか、國民一人當り金額は幾何であるかの數字は、內閣統計局を始め公私の研究機關により公けにせられてゐるのである。然れども夫に一歩を進め、此等の國民所得が各人の間に相對的に幾何なる割合で分配せられてゐるか、貧富の懸隔が大なりや小なりやの問題については、第三種所得の統計に基く所得分配統計によらねばならないのである。而して所得分配統計の國際比較を行ふに當りては、如何なる所得稅法の下に如何なる方法により所得分配統計が算出せられたかを明かにせねばならぬ。此意味に於いて、我國の第三種所得の內容及び累進階段を研究する事は、所得分配統計の國際比較を完成する上に實益あるものである。

2)　高野博士；所得稅統計に基き我國に於ける國民所得の增進及び其分配に關する研究(統計學研究484—518頁)
土方博士；我國に於ける所得の分布（經濟學論叢第七卷第三號）

第三表　各所得階段に屬する納稅戶數の分布表

所得階段(圓)	昭和1年	昭和2年	昭和3年	昭和4年	昭和5年
1.200	32,111	28,554	25,106	26,649	25,546
1.200— 1.500	253,946	214,866	198,208	196,630	190,858
1.500— 2.000	185,186	171,701	162,561	162,366	158,283
2.000— 3.000	136,564	130,288	125,371	126,976	121,567
3.000— 5.000	109,484	103,625	101,086	103,813	101,053
5.000— 7.000	35,773	34,007	33,366	34,407	33,382
7.000— 10.000	22,648	21,397	20,864	21,536	20,581
10.000— 15.000	13.685	12,929	12,865	13,114	12,540
15.000— 20.000	5,546	5,492	5,336	5,609	5,257
20.000 — 30.000	4,595	4,520	4,341	4,531	4,305
30.000— 50.000	2,793	2,766	2,670	2,790	2,587
50.000— 70.000	957	908	897	935	845
70.000— 100.000	531	533	524	523	477
100.000— 200.000	411	460	429	445	420
200.000 — 500.000	163	158	156	160	134
500.000— 1,000.000	17	22	17	23	21
1,000.000— 2,000.000	8	8	9	9	11
2,000.000— 3,000.000	1	0	2	2	2
3,000.000— 4,000.000	0	1	0	0	0
4,000.000— x	0	1	0	0	0
計	804,419	732,236	693,808	700,518	677,869